

土地改良総合整備事業に伴う

史跡出雲國府跡発掘調査報告書

年3月

育委員会

土地改良総合整備事業に伴う

史跡出雲國府跡発掘調査報告書

1988年3月

島根県教育委員会

序

松江市南郊の地は、律令時代において出雲国の行政の中心である出雲国府が設けられたところであり、その周辺には岡田山古墳、出雲国分寺跡、山代郷正倉跡など貴重な遺跡が数多くあります。

島根県は、このような遺跡が多く存在する松江市南郊の地に、文化財の広域的保存を図り、あわせて環境整備などを実施し、広く公開、活用することを目的として、昭和47年に島根県立八雲立つ風土記の丘を設置しました。

出雲国府跡は、この風土記の丘を構成する主要な遺跡で、およそ41haが国指定史跡となっています。この史跡のうち一部は公有化し、環境整備を実施しました。

しかし、史跡の大部分は、農地で、昨今の農業の機械化など農業経営の変化により、狭い農道や土木路といった旧状を留める農地のまま耕作を続けるには種々の支障をきたすようになり、史跡の保護と農業基盤整備との調整が必要となりました。

そこで、関係者による協議の結果、住民の皆様のご理解とご協力によって、史跡の保護に配慮しながら土地改良総合整備事業が実施されることになりました。

本書は、この整備事業に伴って実施した3か年の発掘調査を終えるに当たり、調査を担当した関係者が、この調査の経過と内容を記録したものです。

最後に、この調査に終始ご協力いただきました松江市土地改良区、地元関係各位並びに種々ご指導いただきました先生方に対して厚く御礼申し上げる次第であります。

昭和63年3月

島根県教育委員会

教育長 松井邦友

例　　言

1. 本書は、松江市土地改良区が実施した土地改良総合整備事業に先立って、島根県教育委員会が発掘調査を行なった史跡出雲國府跡の調査記録である。
2. 調査は、昭和60年、61年、62年度の3ヶ年にわたって実施した。
3. 調査体制は下記の通りである。

調査指導 山本 清（島根県文化財保護審議会委員）、池田満雄（同）、田中義昭
(島根大学法文学部教授)

〈昭和60年度〉

事務局 美多定秀（文化課長）、永瀬忠治（課長補佐）、蓮岡法暉（同）
矢内高太郎（文化係長）、永塚太郎（埋蔵文化財第1係長）、吉川 広
(文化係主事)

調査員 宮沢明久（埋蔵文化財第1係文化財保護主事）

〈昭和61年度〉

事務局 熊谷正弘（文化課長）、安達富治（課長補佐）、蓮岡法暉（同）
矢内高太郎（文化係長）、永塚太郎（埋蔵文化財第1係長）、吉川 広
(文化係主事)

調査員 西尾克己（埋蔵文化財第1係主事）、平野芳英（島根県教育文化財団学芸
主事）

〈昭和62年度〉

事務局 熊谷正弘（文化課長）、安達富治（課長補佐）、勝部 昭（同）
矢内高太郎（文化係長）、宮沢明久（埋蔵文化財第1係長）、吾郷朋之
(文化係主事)

調査員 西尾克己（埋蔵文化財第2係主事）、角田徳幸（同）

4. 本書で使用した実測図は、地形1/600、遺構1/60、遺物1/3で、方位は調査時の磁北である。

5. 本書の執筆・編集は、宮沢・西尾・角田が担当した。

本文目次

第1章 調査に至る経緯	(宮沢)	1
第2章 位置と環境		2
1. 位置と周辺の遺跡	(宮沢・角田)	2
2. 出雲国府跡の概要	(角田)	4
第3章 調査		10
1. 調査の概要	(西尾)	10
2. 昭和60年度の調査	(宮沢・角田)	11
3. 昭和61年度の調査	(西尾・角田)	18
4. 昭和62年度の調査	(角田)	20
第4章 小結	(西尾)	27

挿図目次

第1図 史跡出雲国府跡と周辺の主な遺跡	3
第2図 意宇平野の地形	3
第3図 出雲国庁想定復原図	4
第4図 出雲国庁跡と遺跡・遺物の分布状況	5
第5図 出雲国府跡採集遺物実測図(1)	6
第6図 出雲国府跡採集遺物実測図(2)	7
第7図 調査区配置図	10
第8図 2号水路23トレンチ(左), 29号水路7トレンチ(右)実測図	12
第9図 2号水路周辺地形測量図	13~14
第10図 29号水路周辺地形測量図	13~14
第11図 60年度調査弥生土器実測図	15
第12図 60年度調査出土遺物実測図	16
第13図 61年度調査出土遺物実測図	19
第14図 18号水路周辺地形測量図	21~22
第15図 18号水路検出遺構実測図	23~24
第16図 62年度調査出土遺物実測図	25

第1章 調査に至る経緯

古代出雲の中心といわれる意宇平野にも、昭和40年代にはいると開発の波が押し寄せ、田園風景は様相を変えようとしていた。

松江市教育委員会は、このような状況を憂慮し、奈良国立文化財研究所の指導のもと、島根県教育委員会の協力を得て出雲国庁の有力な推定地であった大草町宮の後付近の調査を実施することにした。

調査は、昭和43年度からの3ヶ年事業とし、考古・文献・地理などの分野に分けて行なわれた。その結果、奈良時代の計画的に配置された建物遺構が検出され、出雲国庁がこの宮の後付近にあったことが判明し、昭和46年12月13日には出雲国府跡として約410,000m²が国の史跡に指定され、県立八雲立つ風土記の丘を構成する主要な遺跡として保存が図られることになった。

約410,000m²のうち発掘調査により実態が解明された国庁跡については、昭和47年度から3ヶ年事業として環境整備を行ない、活用が図られることになった。

しかし、大半を占める水田部分については条里制が遺存していることもあり、現状の畦畔の維持と地下遺構への影響を避けるために現状の変更については文化財保護法に基づき種々規制が設けられている。

最近の農業の機械化により狭い畦道では機械の導入もままならないなど農業経営にも支障をきたしており、遺跡の保護と農業基盤整備との調整がせまられた。

このような地域住民の要望を受け、数度にわたる協議を行なった結果、昭和58年3月31日付けで島根県知事と松江市土地改良区代表者との間で覚書が交わされ、土地改良総合整備事業が計画されるに至った。昭和59年5月には、文化庁長官あて全体計画の事前協議がなされ、同年8月には史跡出雲国府跡の現状変更許可申請が行なわれた。以後、年次別に現状変更許可申請を行ない、文化庁長官の許可を得て事業を実施することとなった。

ただし、事業実施に当っては事前に発掘調査を実施するという条件が附されており、掘削工事が施工内容に含まれた部分については、昭和60年度から発掘調査を実施することとなった。

調査場所は、工事場所の中でも掘削施工箇所のみを対象として行なったため調査範囲も細長いものにならざるをえず、検出した遺構を十分に検討することはできなかった。

また、工事の設計に際しては、水路はコンクリートの2次製品を使用することとして極力基礎工事を避ける方法を考慮してもらい、地下への影響が軽微になるよう配慮して頂いた。

第2章 位置と環境

1. 位置と周辺の遺跡

八束郡八雲村熊野の山塊に源を発し、中海へと注ぐ意宇川の沖積作用によって形成された意宇平野の中心部に出雲國府跡は所在する。

平野は、出雲國府跡東側7mの等高線付近より坪ノ内にかけてみられる扇状地と、これより全面に広く発達する三角州に大別することができる。意宇川は、この平野を北から南に流れを変えながら東流していたものと考えられており、①三軒屋の北を通る河道、②國府跡の北より三軒屋の南、船床に続く河道、③國府の東より三軒屋に向う河道、④現河道の順に推移している。⁽¹⁾ 旧河道は、現在の微地形を観察することからも容易に窺うことができ、これらの流れにあたるところでは周囲に較べて低地となっている。

意宇平野に國府をはじめとした諸官衙の設置・國府地割を行なうには、意宇川の流路を現在に近い位置に固定することによって初めて可能となったものと考えられる。最近の調査によれば、③の旧河道中にあたる大屋敷遺跡では、中世の掘立柱建物跡の下層でこれを示す砂礫層が確認されており、①の旧河道沿いにあたる上小紋・向小紋遺跡では、弥生時代後期の水田跡の下層より、低湿地帯であったことを示す泥炭層が検出されるなど、その様子は徐々に明らかにされている。また、出雲國府が國府域の南部に設置されていることは、このような地形的な条件を考慮し、地盤が高くて安定した扇状地が選ばれたためであることが指摘されている。⁽²⁾

周辺で知られている遺跡を概観してみると、縄文時代では、意宇川下流域の松江市竹矢町法華寺前遺跡、⁽⁴⁾ 八束郡東出雲町春日遺跡などから土器・石器が採集されている。

弥生時代では、後期の水田跡が検出された八束郡東出雲町夫敷遺跡や中期中葉から後葉と思われる管玉の未成品が出土した松江市竹矢町布田遺跡などが知られている。⁽⁵⁾

古墳時代にはいると、平野縁辺部の丘陵上に多数の古墳が築かれている。茶臼山北麓の大庭鶴塚、⁽⁶⁾ 山代二子塚、⁽⁷⁾ 銘文入大刀が出土した岡田山1号墳、⁽⁸⁾ 大草丘陵の古天神古墳、⁽⁹⁾ 大草岩船古墳、⁽¹⁰⁾ 東百塚山古墳群、⁽¹¹⁾ 西百塚山古墳群など出雲を代表する古墳が集中している。

しかし、これらを築いた人々が営んだ集落跡となると、調査がほとんどなされていないのが実情である。

律令時代には、出雲國府をはじめとして意宇郡家、意宇軍團、意宇驛、山代郷正倉跡など公的施設の設置が『出雲國風土記』によりうかがえ、平野北部の丘陵裾では出雲國分寺跡・⁽¹²⁾ 出雲國分尼寺跡が知られている。⁽¹³⁾



第1図 史跡出雲国府跡と周辺の主な遺跡

- 1. 法華寺前遺跡 2. 春日遺跡 3. 夫敷遺跡 4. 布田遺跡 5. 大庭跡塚 6. 山代二子塚
- 7. 向田山1号塚 8. 古天神古墳 9. 大草岩船古墳 10. 西百塚山古墳群 11. 東百塚山古墳群
- 12. 出雲国分寺跡 13. 出雲国分尼寺跡 14. 山代郷正倉跡 15. 四王寺跡 16. 来美鹿寺



第2図 意宇平野の地形

2. 出雲国府跡の概要

(1) 出雲国府跡の概要と国府地割

出雲国府跡は、『出雲国風土記』に記載があることから早くより関心を集め、その位置をめぐっては、東出雲町上夫敷説や松江市大草町三軒屋説、松江市大草町西端説、同町竹ノ後説などの諸説があった。⁽¹⁸⁾ このうち、松江市大草町付近に国府を比定する説は当時より有力で、六所神社後方付近では出雲国分寺と同型の軒丸瓦や「春」の印文を入れた銅印も発見されていたことから、1968年～70年にかけて松江市教育委員会が発掘調査を行なった。⁽¹⁹⁾ その結果、遺構の配置に規則性がある奈良時代の掘立柱建物跡群、大溝などが検出された他、文書業務が行なわれたことを示す硯、墨書き土器、貢進関係を示す木簡が発見された。また、史跡整備に伴う1975年の調査時には、四等官制における国司の官名であった「少目」と墨書きされた土器が出土したことより、現在では、松江市大草町の六所神社・宇宮ノ後・字六所脇一帯を出雲国府とすることで一応の決着をみている。

検出された遺構は、7世紀後半より9世紀初頭にかけてのもので、6時期に区分される。



第3図 出雲国府想定復原図（註20より）

最も整った時期の建物の配置は、六所神社東の四面廂建物跡 (SB20) を政庁後殿とし、その後方に溝 (SD25, 47) で区画された掘立柱建物跡 2 棟 (SB06, 16) と、櫛 (SA26) を配して、これを囲繞する大溝 (SD04, 05) が存在したことが確認されている。また、近江国府の調査例などから、政庁は東西240尺、南北320尺の範囲を占めていたものと推定され、これに後方官衙との長さを加えた一辺560尺の方形区画を国府の中心部と考えて、想定復原が行なわれている。

出雲国府跡を中心とする国府域の地割についても、以前

より諸説があり、方6町説、方8町説、11町×6町説などがある。このうち、11町×6町説は真名井神社の大橋・参道や客ノ森など国府郭の境界勝示の性格を示すと想定されるものより導かれている。また、近年では、三宅博士が条里の方向と出雲国府跡・国分寺跡・国分寺から南に伸びる石敷道路の方向に5度30分のズレがあること、郡家の東北辺にあたる意宇社が客ノ森に比定されることに着目され、東西12町、南北6町の国府地割を復原されており、さらに、勝部昭⁽²²⁾は国府跡の中軸線を基準に国分寺跡・同尼寺跡・山代正倉跡・来美庵寺が5町1里で企画的に配置され、これらの官衙・寺院が計画地割によっていることを指摘している。

(2) 出雲国府跡に所在する遺跡と採集遺物

出雲国府跡とその周間に所在する遺跡・遺物については、近藤正の報告や出雲国府跡発掘に関する1969年の調査、中国電力の鉄塔新設に伴う1983・84年の調査によって断片的ながら様子が知られる。また、今回の調査に伴って周辺の踏査を行なったところ、若干の遺物を採集することができたので、併せて紹介することとした。

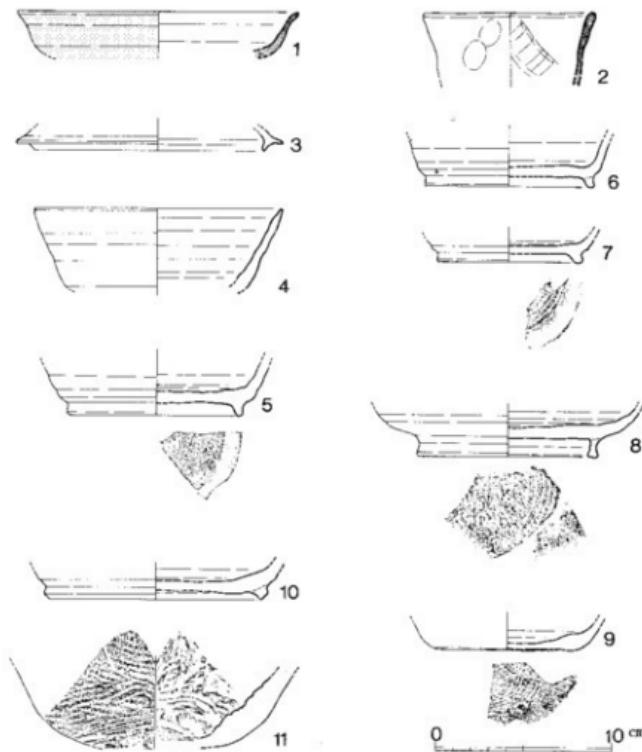
中間地区 国府跡が所在する微高地の西辺にあたり、須恵器坏・皿・甕・高坏、水晶が採集された。(3)は坏蓋で復原口径13.0cmを測り、口縁にかえりを有する。(6・7)は坏身



第4図 出雲国府跡と遺跡・遺物の分布状況

で低い高台と直線的に立ち上る体部をもつものと思われる。(6)は復原底径9.4cm、(7)は8.0cmを測り、調整は前者の底部が回転糸切り後未調整であるが、他は回転ナデである。(8)は皿で丸い体部と高台を有しており、復原底径10.0cmを測る。底部は回転糸切り後未調整で、他は回転ナデである。(10)は長頸壺の底部で、低い高台を有しており、復原底径12.0cmを測る。水晶(図版7ノ上-24)は、片面が打ち割られた原石で、長さ4.5cm、幅2.5cm、厚さ2.0cmを測る。時期は、(3)が出雲国序編年第1型式⁽²⁾、(6~8)が第4型式に比定されるものと考えられる。

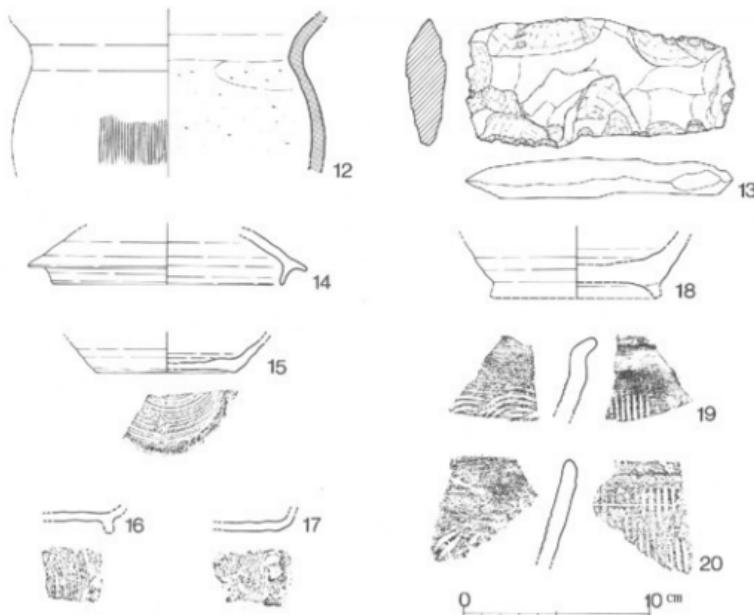
日岸田地区⁽³⁾ 同庁の北東に位置しており、以前より多量の玉原石や剝片・未製品が発見され、また、「春」の印文がある銅印も出土している。玉は瑪瑙製勾玉・水晶製切子玉未製



第5図 出雲國府跡採集遺物実測図(I)
中間(3・6~8・10), 毛和井兔(1・2・4・5・9・11)

品の他、碧玉・瑪瑙・水晶の原石・剝片がある。

毛和井免地区　口岸田地区の北側にあたり、土師器皿・高杯、須恵器杯・高杯・壺、白磁の他、水晶・瑪瑙が採集された。(1)は土師器皿の口縁で復原口径は15.8cmを測る。体部は浅く、丸味を帯び、外面には赤色顔料が塗付されている。(2)は、土師質の粗製土器で、復原口径は9.8cmを測る。外面には成形時の指頭圧痕が残り、内面は粗いナデ調整で、外面が赤く焼けていることから製塩土器である可能性も考えられよう。(4)は、坏身で復原口径14.0cmを測り、体部は逆「ハ」の字状に直線的に開く。調整は回転ナデである。(5)は低い高台が付く坏身で、復原底径は9.5cmを測る。底部外面は回転糸切り後未調整、同内面はナデで、他は回転ナデである。(9)は無高台の坏身で、復原底径は8.0cm、底部は回転糸切り後未調整、他は回転ナデである。(11)は、壺の底部で丸味を帯び、外面に平行タタキ、内面に同心円状のタタキがみられる。水晶(図版7ノ上-21,22)は、(21)が6角形の節理をもつもので、両端が割られており長さ7.0cm、幅4.7cm、厚さ3.9cmを測る。(22)は剝片で、長さ3.3cm、幅・厚さ1.8cmである。瑪瑙(図版7ノ上-23)は、



第6図 出雲国府跡採集遺物実測図(2)

六所下(12-14+17+19)、堂ノ免(13)、植ノ口(16+18+20)、砂口(15)

片面に自然面が残る剝片で、長さ・幅2.0cm、厚さ0.8cmを測る。時期は、(1) が出雲国厅土師器編年第3型式、(4・5・9) が出雲国厅須恵器編年第4型式に比定されるものと考えられる。

六所下地区 国府跡が所在する微高地の東端にあたり、東側の水田より約1m高い。採集した遺物には、土師器壺、須恵器壺・鉢がある。(12) は屈曲して外傾する土師器壺体部で、外面に縱方向のハケメ、内面は横方向のヘラケゼリである。(14) は須恵器壺蓋で復原口径12.3cmを測り、口縁にかえりを有する。調整は回転ナデのみ確認できる。(17) は無高台の壺身底部で、回転糸切り後未調整である。(19) は鉢の口縁で屈曲して外傾する口唇を有し、調整は外面が平行タタキ、内面が同心円状のタタキで、端部は回転ナデである。時期は、(12) が古墳時代後期以降、(14) が出雲国厅編年第1型式、(17) が第4型式に含まれるものと思われる。

大屋敷遺跡 ⁽³⁰⁾ 平安時代から鎌倉時代の掘立柱建物跡2棟、櫓列2列、土塙が検出されている。遺物には、土師質土器(小皿・壺・台付壺・台付皿)、土鉢、古錢、白磁(碗・壺)などがある。

堂ノ免地区 打製石斧が採集された。玄武岩製で長さ14.0cm、幅7.0cm、厚さ2.2cmを測り、打ち欠くことによって銳利な刃を作っている。

柳堤地区 毛和井免地区の北西にあたり、須恵器壺・高壺が散布している。小片のため不明な点が多いが、古墳時代のものかと思われる。

神田遺跡 ⁽³¹⁾ 杭列を伴う溝状遺構などが検出された他、古墳時代中期の土師器(小形丸底壺・壺・壺・高壺)、平安時代の須恵器(壺)、田下駄・鋤などの木製農工具、梯子などの建築材、調度品の一部と推定される木製品が多量に出土している。

樋ノ口遺跡 ⁽³²⁾ 意宇川旧河道の東西に伸びる自然堤防上に位置しており、周囲との比高は約1mである。調査によって奈良時代の堅穴式住居跡3棟、掘立柱建物跡2棟が検出されている。採集した遺物としては、須恵器壺・高壺・壺・瓶があるがいずれも小片である。(16) は壺身の底部で高台を有し、外面は回転糸切り後未調整である。(18) は長頸壺の底部かと思われるもので、高台を有し、調整は回転ナデである。(20) は瓶の口縁部で、逆「ハ」の字状に開く形状を示し、外面は平行タタキ、内面は同心円状タタキ、口唇は回転ナデ調整である。時期は、(16) が岡山国厅編年第4型式に比定されるものと思われる。

砂口地区 樋ノ口遺跡の所在する微高地西南部に位置し、須恵器壺・壺片が散布している。(15) は壺の底部で、体部は逆「ハ」の字状に開いており、復原底径7.5cmを測る。底部は回転糸切り後未調整、他は回転ナデである。時期は、神田遺跡SK01出土の須恵器に

よく類似しており、9世紀末より10世紀前葉にかけてのものと思われる。

四配田遺跡⁽³⁰⁾ 古墳時代中・後期の溝状遺構、掘立柱建物跡1棟が検出されている。

上小紋・向小紋遺跡⁽³¹⁾ 弥生時代後期の水田跡・溜耕状遺構・溝状遺構が検出された他、

縄文後・晚期、弥生中・後期の土器片、側・ナスピ形柄鋤・田下駄など多量の木製品が出土している。

才塚遺跡⁽³²⁾ 打製石斧、磨製石斧、縄文後期の土器（甕・壺・鉢・把手）が出土している。

註

- (1) 松江市教育委員会『出雲国序跡発掘調査報告』 1970
- (2) 島根県教育委員会『北松江幹線新設工事・松江連絡線新設工事予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書』 1987
- (3) 前掲註(1)
・佐博士「『出雲國風土記』記載の『意宇社』の再検討」『島根考古学会誌』1 1984
- (4) 山本清・近藤正・前島己基「縄文・弥生遺跡」『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』島根県教育委員会 1975
- (5) 島根県教育委員会『国道9号線バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書』Ⅳ 1983
- (6) 前掲註(5)
- (7) 前掲註(5)
- (8) 山本清「古墳」『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』 島根県教育委員会 1975
- (9) 前掲註(8)
- (10) 島根県教育委員会『出雲岡田山古墳』 1987
- (11) 前掲註(9)
- (12) 前掲註(9)
- (13) 門脇俊作「百坂山古墳群」『島根県大百科辞典』 1982
- (14) 前掲註(13)
- (15) 加藤義成『修訂出雲国風土紀參究』 1981
- (16) 前島己基「古代寺院跡」『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』 島根県教育委員会 1975
- (17) 前掲註(16)
- (18) 鎌田一「出雲国序跡について」『出雲・隱岐』 1963
- (19) 前掲註(1)
- (20) 島根県教育委員会『史跡出雲国府跡環境整備報告書』 1975
- (21) 前掲註(1)
- (22) 前掲註(3)
- (23) 勝部昭「出雲国序跡の計画地割私考」『風土記論叢』2 1986
- (24) 近藤正「出上品」『島根県文化財調査報告書』5 1968
- (25) 前掲註(1)
- (26) 前掲註(2)
- (27) 須恵器編年は、前掲註(1)のものに依拠している。
- (28) 前掲註(24)
- (29) 前掲註(2)
- (30) 前掲註(2)
- (31) 前掲註(1)
- (32) 前掲註(2)
- (33) 前掲註(2)
- (34) 前掲註(2)
- (35) 前掲註(24)

第3章 調査

1. 調査の概要

出雲國府跡土地改良総合整備事業を施工するに当っては史跡地内であることが十分に考慮されたため、土地改良事業の根幹である区画整理、暗渠排水等の掘削工事は計画から除外し、盛土工事を主とする農道改良と掘削を最小限にとどめる水路改良が主要な工事となった。よって、発掘調査も対象地は広範囲であるものの面積は限られ、極めて細長い調査区を設定せざるを得なかった。

調査は昭和60年度から昭和62年度の3年次にわたり、以下の部分で実施した。

昭和60年度 道路（5号）、水路（2号、29号）

昭和61年度 道路（5号、6号）、水路（3号、13号、15号）

昭和62年度 道路（5号）、水路（18号、21号）

なお、既設水路で掘削を行なわない場所は、各年次とも事業実施時に立会を行なった。



第7図 調査区配置図

2. 昭和60年度の調査

土地改良総合整備事業は、昭和59年度から開始されたが、発掘調査は史跡指定地内において掘削施工が行なわれる昭和60年度から実施することとなった。

10月25日に器材を搬入し、現地での関係者との打合せを経て、11月5日から発掘を始めた。調査では土地改良総合整備事業の工程を考慮し、5号道路調査区、2号水路調査区、29号水路調査区の順序で12月28日までに終えた。

(1) 5号道路調査区

史跡川賓国府跡の中央部を東西に走る遊歩道から北へ向う道路予定地に設けた調査区で、土留め用の歛止ブロックを設置する範囲について調査を行なった。

長さ73m、幅50cmほどの細長い調査区で、工事用丁張り杭を区切りとして南から北へ、第1トレンチ・2・3……第10トレンチと呼称することとした。

工事による掘削が表土下約20cmまでであるため、発掘もこの深さまでしか行なっていないが、耕作土層を20cmほど除去すると灰色粘質土層の水田床土となった。

第8トレンチでは、幅150cmほどの東西に走る溝状の落ち込みプランを検出したが、それ以上の発掘は行なっていないため、性格などについては不明である。

(2) 2号水路調査区

5号道路調査区の北側終点付近から西へ240mほどのび、そこから南へ折れてさらに100mほど続く幅50cmほどの調査区である。

5号道路調査区と同様に、工事用丁張り杭を区切りとして東から西・南へと第1トレンチ・2・3……第31トレンチと呼称した。

第1トレンチから第3トレンチまでは20cmほどの深さまで発掘を行なったが、耕作土層のみであった。

第4トレンチから第10トレンチまでは深さ約60cmまで発掘を行ない、層序は上から最近の整地土層、耕作土層、灰茶色粘質土層がそれぞれ20cmほどずつ堆積していた。

第5トレンチの灰茶色粘質土層からは瑪瑙のフレークが出土し、第6トレンチの灰茶色粘質土層からは弥生時代前期頃と考えられる壺が出土しているが遺構は検出されなかった。

第11トレンチから第15トレンチ間までは、深さ約30cmまで発掘したが、耕作土層のみで遺物も遺構も認められなかつた。この結果により第16トレンチから第21トレンチまでの約80mについては発掘を行なわなかつた。

第22トレンチから第26トレンチまでは深さ約30cmまで発掘を行ない、層序は他のトレンチと同様に上から約20cmの耕作土層、灰茶色粘質土層が堆積していた。



第8図 2号水路23トレンチ(左)
29号水路7トレンチ(右)実測図

第22トレンチ・第23トレンチの灰茶色粘質土層からは、上面が平滑な20cmほどの人頭大の石がほぼ南北方向に並んで検出された。しかし、石と石の間隔は不規則で、調査範囲も限られていたため性格は把握できなかった。

(3) 29号水路調査区

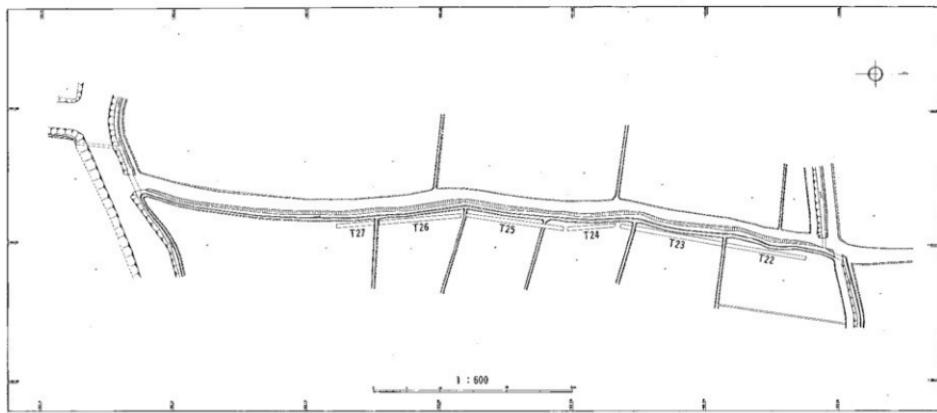
茶臼山南裾を走る県道竹矢八重垣線から東へのびる調査区で、長さ160m、幅1.4mほどある。東から西へ他の調査区と同様に第1トレンチ・2・3……第13トレンチと呼称した。

現水路と並行して走る調査区であるため湧水が著しく、排水ポンプを稼働させながらの発掘となった。

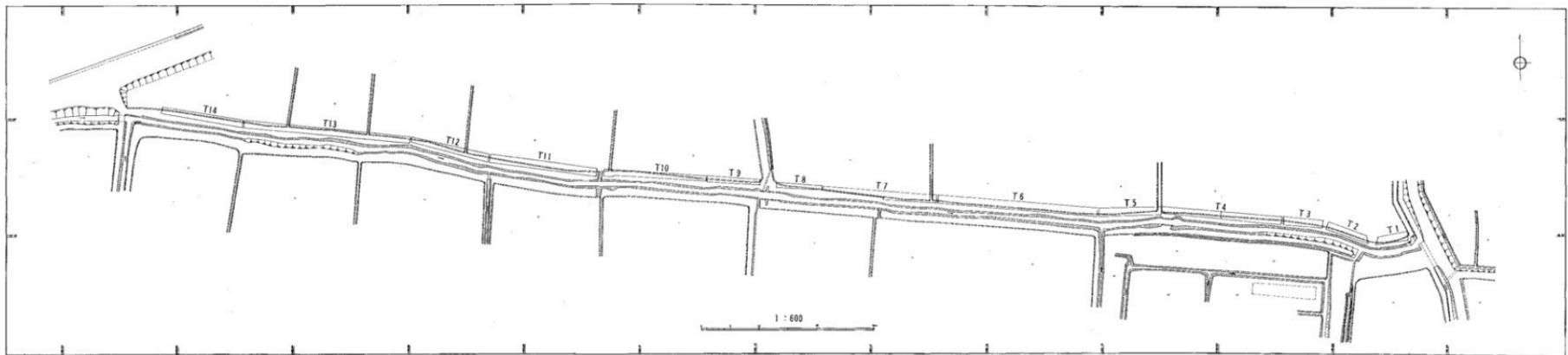
第1トレンチから第3トレンチまでは30~40cmほどの深さまで発掘を行ない、層序は上からI層(耕作土), IV層(暗茶灰色粘質土)で、遺物・遺構は認められなかった。第1トレンチの東端付近ではI層の下にVI層(茶褐色土), II層(灰茶色粘質土), V層(暗灰色粘質土)と堆積していたが、I層下面からV層をきるようVI層, II層が堆積している状況からみると隣接して南北に走る水路に関連する上層の変化ではないかと考えられる。第3トレンチではV層中に人頭大の石が散在していた。

第4トレンチから第7トレンチまでは深さ30~60cmまで発掘したが上からI層, IV層, V層が均一的に堆積し、IV層の下面では人頭大の石の散在がみられた。とくに、第7トレンチの西半部の現水路側(南側)では数段に積まれた石壘状のものが検出された。また、第4トレンチ・第5トレンチでは現水路と平行して走る幅5cmほどの杭列が見られた。

第8トレンチは、深さ60cmほど発掘を行ない、層序は上から、I層, IV層, VI層で、第7トレンチと



第9図 2号水路周辺地形測量図



第10図 29号水路周辺地形測量図

同様、現水路側には石壠状のものが続いていた。

この石壠状のものの性格を把握するため、一時的に現水路を断ち切るサブトレンチを設けて発掘した。その結果、石壠状のものは、現水路の対岸（南側）の堤防の下からも検出され、これらの石壠状のものは現水路をはさんで並行していることが判明した。

のことから、この石壠状のものは水路の護岸築堤に際して設けられたものと考えられるが、その時期については、特定することができなかった。

第9トレンチから第13トレンチまでは深さ50~70cmほど発掘し、層序は上からI層、IV層、VII層と堆積していた。IV層の下面では人頭大の石の集石状態が数ヶ所でみられた。

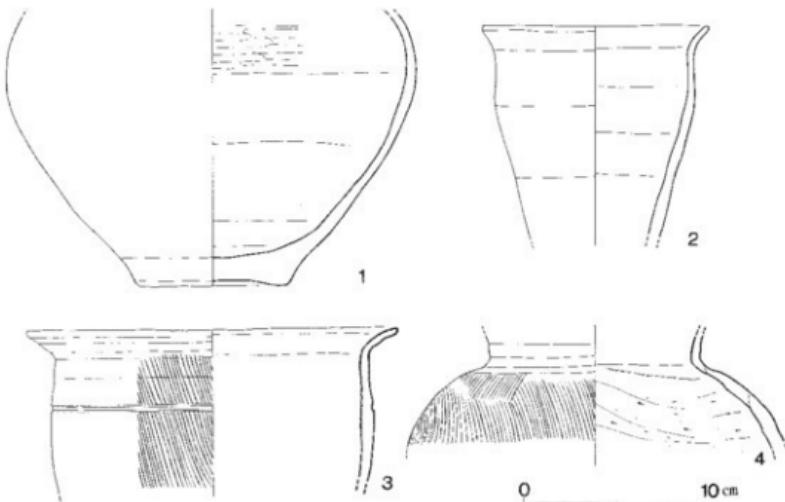
(4) 遺 物

遺物としては、弥生土器壺・盤、須恵器壺・長頸壺・鉢、平瓦、瓦化木製砥石、瑪瑙剣片があるが、いずれも遺構に伴うものはなかった。

弥生土器（1）は、壺体部でよく張った肩部を有し、最大径22cm・底径8cmを測る。底部外面はやや上げ底となっており、調整は風化のため不明な点が多いが、内面に横方向の

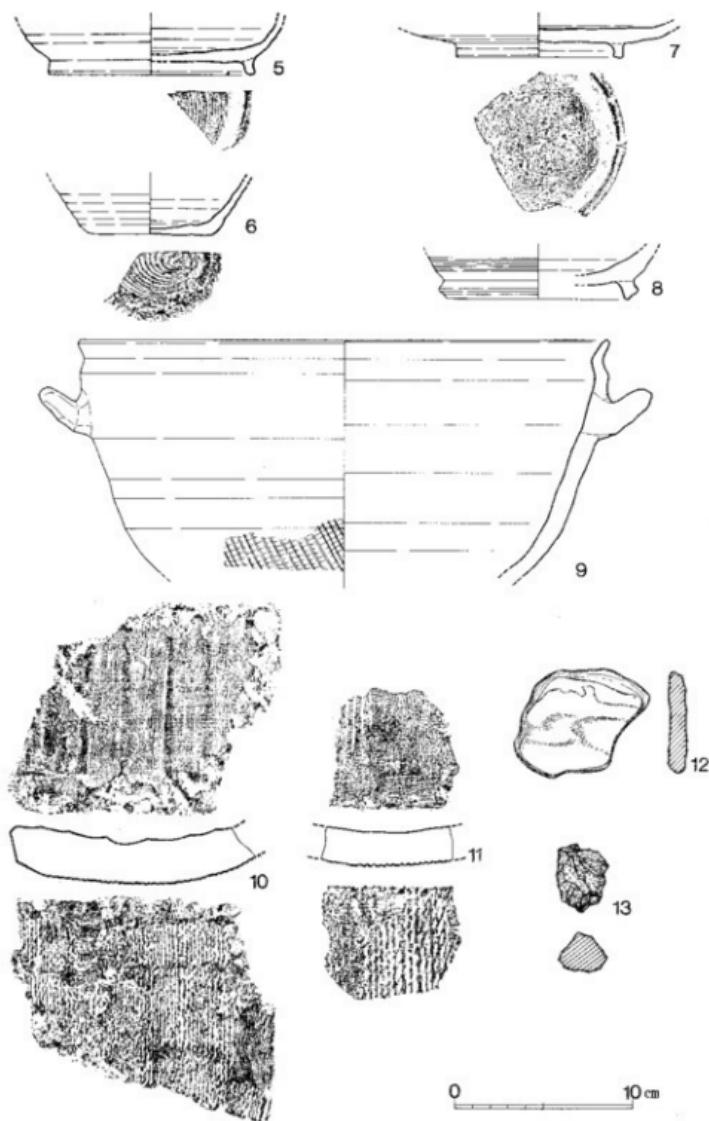
29号水路調査区の層序

- I 耕作土
- II 灰茶色粘質土
- III 整地土（現在）
- IV 暗茶灰色粘質土
- V 暗灰色粘質土
- VI 茶褐色土
- VII 灰黑色粘質土



第11図 60年度調査弥生土器実測図

2号水路5トレンチ(1~3), 同8トレンチ(4)



第12図 60年度出土遺物実測図

2号水路4トレンチ(9), 同8トレンチ(7), 同26トレンチ(13)
5号道路7トレンチ(5・8・10), 同8トレンチ(6), 同10トレンチ(12), 29号水路10トレンチ(11)

ヘラミガキが認められる。(2・3)は、甕で、共に口縁は緩く屈曲して、やや外傾する形をとっているが、(2)は無文で、(3)は外面に1条の弦線が施される。復原口径は、各々12.0cm、19.8cmを測り、調整は風化のため不明な点が多いが、(3)の口縁外面に横ナデ、体部外面に縦方向のハケメが認められた。(4)は、壺の頸部より肩部である。調整は、外面頸部に横ナデ、肩部に縦方向のハケメ、内面頸部に横ナデ、それ以下に横方向のヘラケズリを施す。

須恵器(5)は、高台付の壺底部で復原底径11.5cmを測る。壺部は丸味を帯びて立ち上り、直立する低い高台を貼り付ける。調整は、底部外面が回転糸切り後未調整で、他は回転ナデである。(6)は、無高台の壺底部で、逆「ハ」の字状に立ち上がる部を有する。底部は回転糸切り後未調整で、他は回転ナデである。(7)は、高台付の皿底部で復原底径9.2cmを測り、短い直立した高台を有する。外面底部は回転糸切り後未調整で、内面はナデ、他は回転ナデである。(8)は、長頸壺の底部と思われるもので、外方に踏ん張った高台を持つ。調整は、体部外面にカキメ、他は回転ナデを施す。(9)は、復原口径29.8cmを測る鉢で、丸味を帯びた体部と把手を有しており、口唇は緩く屈曲して外傾する。

平瓦(10・11)は、各々厚さ2.5cm、2.0cmを測るもので、上面に布目压痕、下面に縦目の平行タタキ压痕をとどめている。

珪化木製砥石(12)は、長さ6.5cm、幅6.0cm、厚さ1.0cmを測るもので、片面のみ使用されている。側部には使用痕はないので、半砾石かと思われる。

瑪瑙剝片(13)は、長さ4.0cm、幅2.9cm、厚さ2.2cmを測るもので、断面は三角形を呈している。色調は、乳白～橙色で、一部に自然面を残したところも認められた。

以上の遺物の時期は、(1～3)が弥生時代前期、(4)が弥生時代後期、(5・7)は出雲国庁須恵器編年第4型式に比定され、奈良時代に属し、(6)はこれより降るものと考えられる。

3. 昭和61年度の調査

調査は、61年度の土地改良総合整備事業のうち5,6号道路の鍛止め部分および、13号水路部分758m²を対象として実施した。なお、期間は11月17日から12月4日までとした。

(1) 5号道路（長125m, 幅45cm）

字隨ノ口の水田中を南北に走る道路で、鍛止めは道路の西側に設けられている。

水田の耕作土下30cmまでの層序は耕作土20cm、黄褐色土層10cm以上で、黄褐色土層には若干の遺物を含んでいたが、遺構は検出できなかった。

出土品には須恵器、土師器および近世以降の陶磁器が少量ある。

(2) 6号道路（長295m, 幅45cm）

字深坪から字門ノ後にかけての水田中をほぼ南北に走る道路で、鍛止めは道路の西側に設けられている。

水田の耕作土下30cmまでの層序は耕作土20cm、黄褐色土層25cm、褐色土層5cm以上で、黄褐色土層は水田の客土層であった。遺物は褐色土層中に含まれていたが、遺構は確認できなかった。

出土品には須恵器、土師器、土師質土器、陶磁器が少量と銅錢1枚（開元通宝）がある。

(3) 3号水路（長195m, 幅75cm）

茶臼山南麓の真名井神社参道付近の字松葉田を東西に100mと、茶臼山南麓の字前ヶ坪を南北に95m程走る水路である。この水路部分は耕作土を約20cm掘ったにとどまった。前者のみ、既設水路の土手部分も掛かったが、これは最近作られたもので、高さ約30cm、絶て盛土であった。

遺構・遺物は確認できなかった。

(4) 13号水路（長105m, 幅75cm）

上記の3号水路のうち、真名井神社参道より東に走るもの延長部分に当る。この水路も耕作土を約20cm掘ったにとどまった。

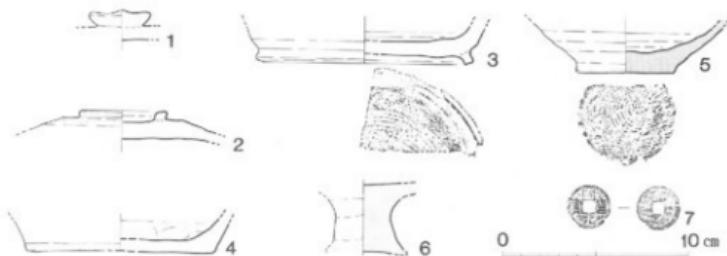
遺構・遺物は確認できなかった。

(5) 15号水路（長60m, 幅75cm）

茶臼山南麓の字水尻の水田中を南北に走る水路である。この水路も耕作土を約20cm掘るだけであったため、遺構・遺物は発見できなかった。

(6) 遺 物

遺物としては、須恵器坏蓋・坏身・壺、土師質土器坏・高坏、銅錢、水晶があるが、いずれも遺構に伴うものではなかった。



第13図 61年度調査出土遺物実測図

5号道路(3), 6号道路(1・2・4~7)

須恵器（1）は、坏蓋のつまみで、宝珠状を呈し、径3.3cmを測る。調整は回転ナデである。（2）は、坏蓋頂部で、径4.7cmの輪状つまみがつく。調整は、頂部外面に回転ヘラケズリを施しており、他は回転ナデである。（3）は、坏底部で低いやや外傾する高台を有しており、復原底径は11.6cmを測る。調整は、外面底部が回転糸切り後未調整、内面がナデ、他は回転ナデである。（4）は、小形の壺の底部かと思われる。外傾しながら立ち上る体部と平底を有し、調整は内面に指頭圧、他は回転ナデである。

土師質土器（5）は、坏底部で逆「ハ」字状に広がる体部を有し、底部外面は回転糸切り後未調整、他は回転ナデである。（6）は、高坏脚部である。径3cmと細く短いものであるが、調整等は風化が進んでおり不明である。

銅銭（7）は開元通宝で、径2.3cm、厚さ1mmを測り、中央に一边6mmの方形の孔を持つ。

水晶（図版9ノ下-8）は、断面六角形の筋理をもつ原石で、長さ6cm、厚さ1cmを測る。

以上の遺物の時期は、（1・2）は出雲国庁須恵器編年第2~4型式、（3）は第4~5型式に比定される奈良時代のもので、（5・6）は中世の遺物である。また、開元通宝は唐銭で、初鑄は621年である。

4. 昭和62年度の調査

調査は、新たに水路が設けられる5号道路、18号水路、21号水路について行なった。このうち、5号道路、21号水路は、水路掘削が耕土下に及ぶ部分を対象としたため、前者が工事総延長180mのうち127m、後者が工事総延長166mのうち25mを調査の範囲とした。また、19号水路は、既設水路にコンクリート製のU字溝を設ける工事であったが、立会の際、遺物を採集したため、これをあわせて紹介することにした。

なお、調査期間は11月16日から12月25日までである。

(1) 5号道路

水田耕土下、深さ20~30cmのところで、下層の暗青灰色粘質土及び1部で円礫を含む灰色砂層を確認したが、基盤層には至らず、遺構は全く検出することができなかった。

遺物は、耕土中より須恵器・青磁・布志名焼若干が出土した。

(2) 18号水路

水田耕土下、深さ10~20cmのところで、黄褐色砂質土層及び砂礫層を確認し、調査区南部でこれに掘り込まれた溝状遺構5、ピット状遺構1を検出した。

溝状遺構は、いずれも調査範囲が限られているため、長さ・形状等不明な点が多い。溝1は、検出した長さが11m、幅20~40cm前後、深さ6cmを測るもので、南北方向に伸び、南端は東へほぼ直角に曲る。現在の駐畔に沿った形状をとっているので、耕作に関連するものと思われる。溝2・3は、検出長6m、幅10~20cm、深さ5cmを測るもので南端で合流している。溝4は、これに続くものとも考えられるが詳細は不明で、幅20~26cm、深さ6cmを測る。溝5は、調査区の最も南寄りで確認されたもので、幅30cm、深さ30cmを測る。溝状遺構の埋土の中には、若干の須恵器・土師器片が含まれていた。

ピット状遺構は、径40~50cm、深さ70cmを測る不整な円形を呈するものである。調査区が限られているため、性格は全く不明であるが、埋土中より須恵器片が出土している。

遺構に伴わない遺物としては、須恵器片少量と珪化木製内磨砥石が確認されている。

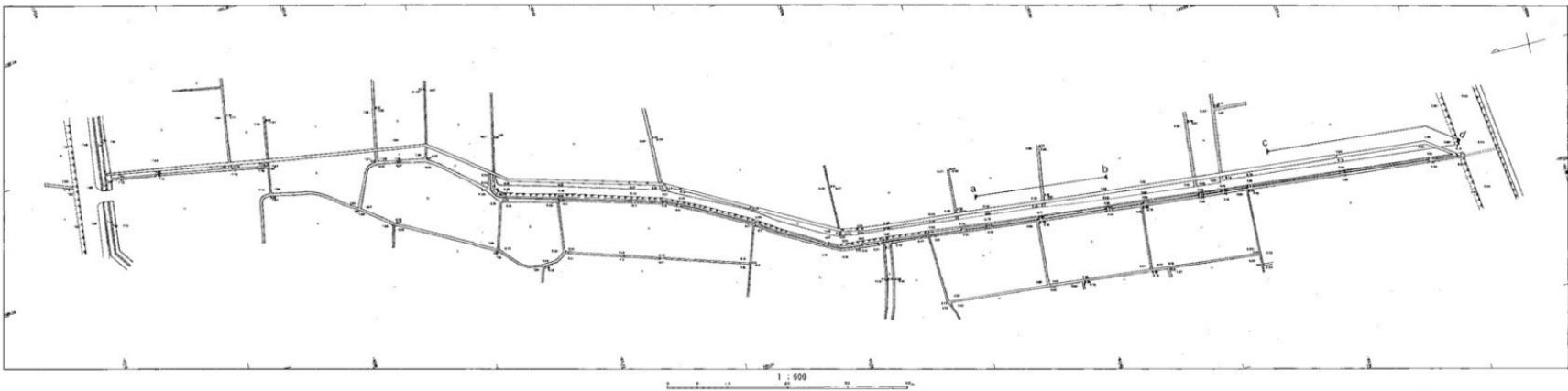
(3) 21号水路

水田耕土下、深さ10~20cmのところで、灰褐色砂礫層を1部で確認したが、基盤層には至らず、遺構は全く検出することができなかった。

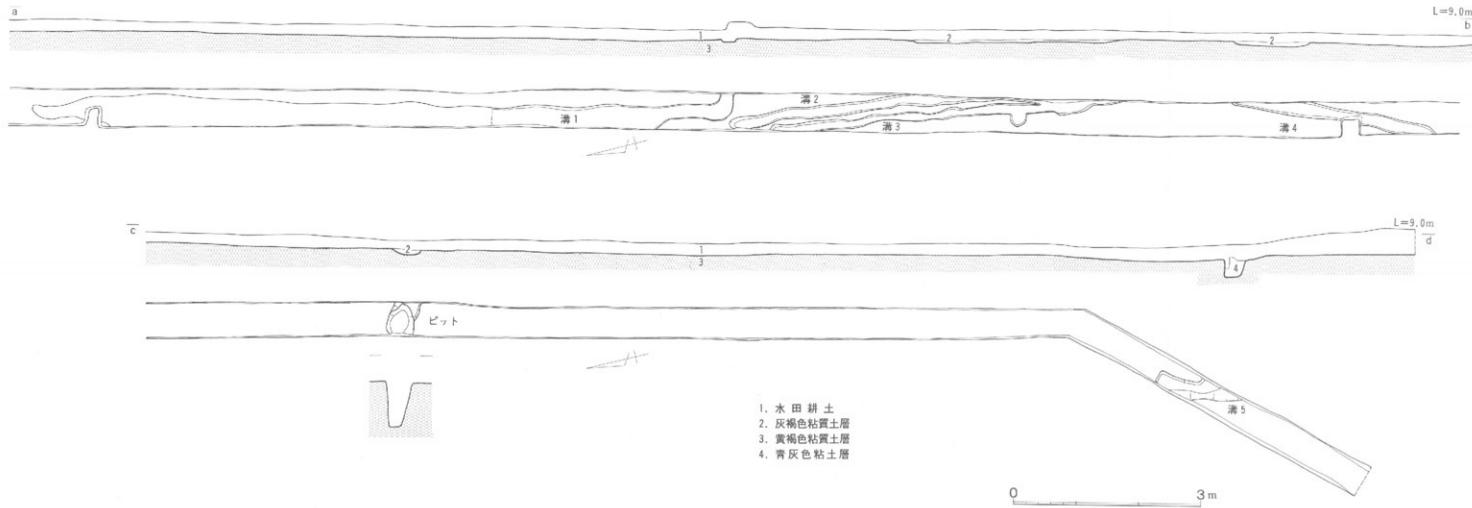
遺物は、耕土中より須恵器・備前焼・瓦若干が出土した。

(4) 遺 物

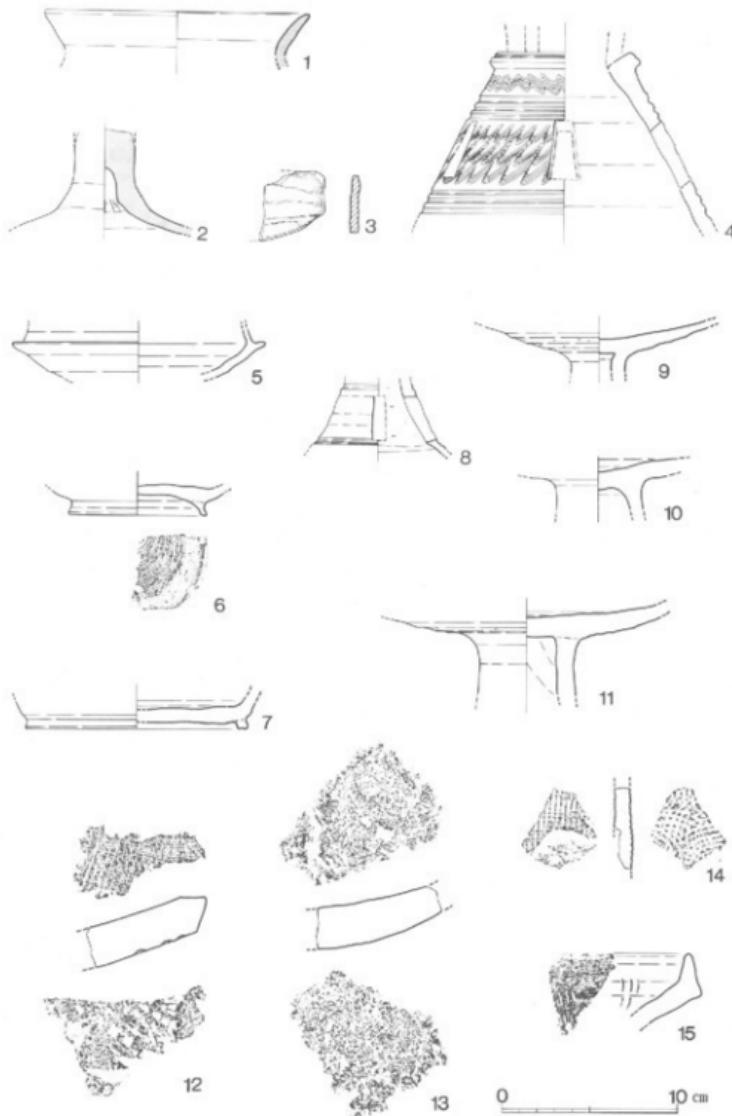
遺物としては、土師器甕・高杯、須恵器蓋杯・高台付杯・高杯・器台・甕、珪化木製内磨砥石、平瓦、備前焼揩鉢があるが、ほとんどが耕土中より出土しており、僅かに須恵器



第14図 18号水路周辺地形測量図



第15図 18号水路検出遺構実測図



第16図 62年度調査出土遺物実測図

18号水路(3+14), 19号水路(1+2+4+5+6+8+10+12), 21号水路(7+9+11+13+15)

(14) が18号水路のビット埋土中より検出されたにとどまった。

十師器（1）は、甕の口縁部で、復原口径14.8cmを測り、「く」の字形に屈曲した単純な口縁をもつ。（2）は、高环の脚部で、筒部は細く、内面は刺突によって穿孔されている。

珪化木製内磨砥石（3）は、残存長3.5cm、厚さ5mmを測るもので、色調は白黄色を呈するが、全体に風化が進んでおり、使用部分など詳細は不明である。

須恵器（4）は、器台の台部で、「ハ」の字形に広がる形をとり、外面上部に突帯、その下に、3条の沈線、3条以上の沈線を2段に配して、間隙に上から1条及び3条の波状文を施している。中段には、方形の透し穴が穿たれており、筒部の透し穴とは千鳥に配されているものと思われる。調整は内面に粗い横ナデが観察された。（5）は、杯身で内傾するかえりを有し、調整は外面の1部に回転ヘラケズリが認められる他は、回転ナデである。（6・7）は、高台付杯身底部である。（6）は、復原径7.6cmを測る外傾する低い高台を持ち、杯底部は回転糸切り後木調整で、他は回転ナデである。（7）は復原径12.3cmを測る低い高台を有し、杯外面底部はヘラ切りの後粗いナデ、内面はナデで、他は回転ナデである。（8～11）は高杯脚部である。（8）は、外面に沈線を2段にとどめるもので、この間に方形の透し穴を3方向に入れている。調整は外面が回転ナデ、内面がヘラケズリである。（9）は、径3cmと細い脚部をもつもので、外面は回転ヘラケズリ、杯部内面底部はナデで、他は回転ナデである。（10・11）は、径5～5.4cmと太い脚部をもつもので、前者の調整は不明であるが、後者は、杯部内面に不整方向のナデ、外面に粗い回転ヘラケズリ、筒部内面にシボリ目を残し、他は回転ナデである。（14）は、甕の体部で、外面に平行タタキ、内面に同心円状のタタキが施されている。

瓦（12・13）は平瓦で、上面に布目圧痕、下面に方形のタタキ目をとどめ、（12）の端部は鋭利な利器で面取りされている。

備前焼（15）は摺鉢口縁部で、外面に稜を有し、内面に摺目をとどめる。調整は内外面とも回転ナデである。

以上の遺物の時期は、（4）が古墳時代中期、（5・8）が古墳時代後期、（6）は出雲国府須恵器編年第3～4型式、（7）は第4～5型式に比定され、（10・11）とともに奈良時代に属するものと考えられる。また、（15）は室町時代のものである

第4章 小 結

以上、3ヶ年にわたる調査の概要を記述してきたが、調査区は極めて細長く、発掘場所も限定されており、検出された遺構は部分的なものとならざるを得なかった。よって、その実態を十分把握することはできなかったが、調査範囲は意宇平野の中心地域で、かつ、新しい知見も得られたので、若干の検討を行ないまとめる。

昭和60年度には水路の護岸築堤を、昭和62年度には小規模な溝跡を検出した。前者は茶臼山南麓の29号水路で発見されたもので、現水路を挟んで並行して走る。後者は大草町の集落付近にある18号水路に存在し、現在の畔間に沿って1条が確認された。両者とも条里遺構と直接関連するかどうか判断できないが、ある時期の農業施設を示す資料である。その性格付けは、今後の類例を待つて行ないたい。また、昭和61年度には大草町の6号道路の表土下50cmの所で拳大の河原石群が、62年度には18号水路の表土下で砂礫層が認められた。この一帯は以前からいわれている様に条里が相当乱れており、中世頃の意宇川旧河川敷と推定されよう。

一方、遺物を見ると、弥生時代前期から中・近世の各時代のものが存在する。その多くは土器と陶磁器であるが、若干の玉作に関する遺物も混じる。同様の遺物は以前から六所神社北側の水田より発見されており、官衙に伴う玉作跡の可能性も指摘されている。また、平野の各地において縄文時代からの散布地が確認されており、この平野が長く生活の舞台となつたことを物語っている。さらに、今回併せて行なった踏査でも、多くの散布地が認められた。その場所は前述のように、丘陵地と一致しており、今回の調査や出土品からみて複数の時代に属する遺構の存在も十分考えられる。特に、六所神社周辺においては奈良時代から中世に至る時期の遺物が多く散布しており、国府関連の施設が存在していたことを裏付けるものである。なお、9号線バイパス予定地内や中国電力の鉄塔建設工事の調査においても、平野の各地で、弥生時代以降の水田や建物跡の明瞭な遺構が検出されている。

周知のように、意宇平野は律令時代の出雲国の政治的中心地であり、『出雲國風土記』にも国庁をはじめ意宇郡家や黒田驛も存在していたことが記載されている。しかし、出雲國府の調査からは早や20年が過ぎ、9号線バイパス開通に伴い地域開発も日増しに多くなり、農村地帯であった大草町・山代町の様相も徐々にではあるが変貌しつつある。この時期に当り、地元の理解と協力により、遺跡確認調査を広範囲に、かつ、組織的に実施し、史跡の保存と活用を図る必要があろう。

図 版



意宇平野要部



意宇平野近景（西から）

図版 2



2号水路（北から）



2号水路 6 トレンチ
遺物出土状況



5号道路
(60年度・南から)



29号水路（西から）



29号水路 5 トレンチ
杭列（東から）



29号水路 8 トレンチ
石列（西から）

図版 4



5号道路
(61年度・南から)



6号道路 (南から)



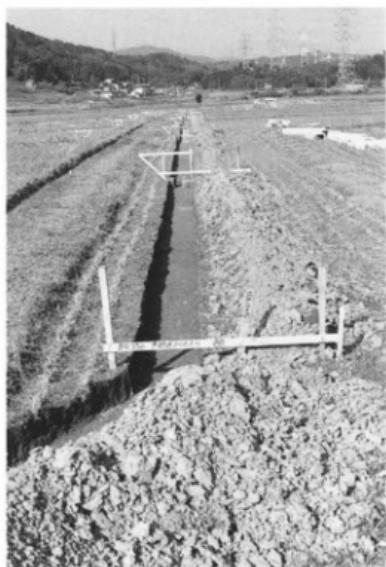
13号水路 (西から)



5号道路（62年度・南から）



21号水路（北から）

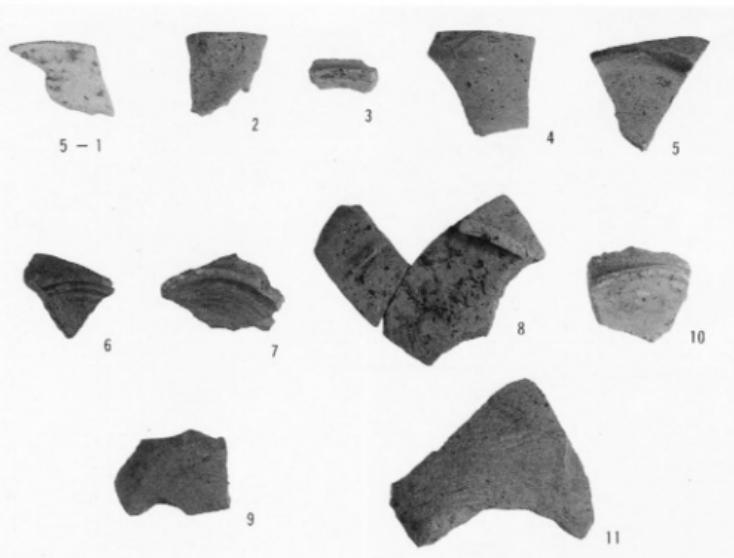


18号水路（南から）

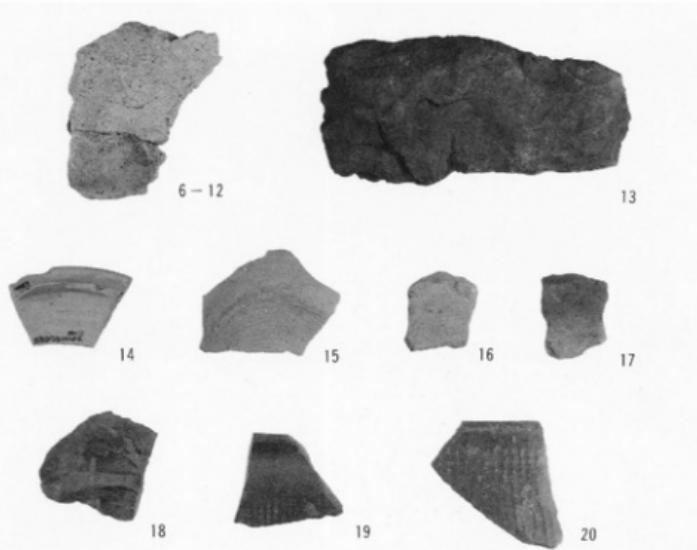


18号水路検出遺構（北から）

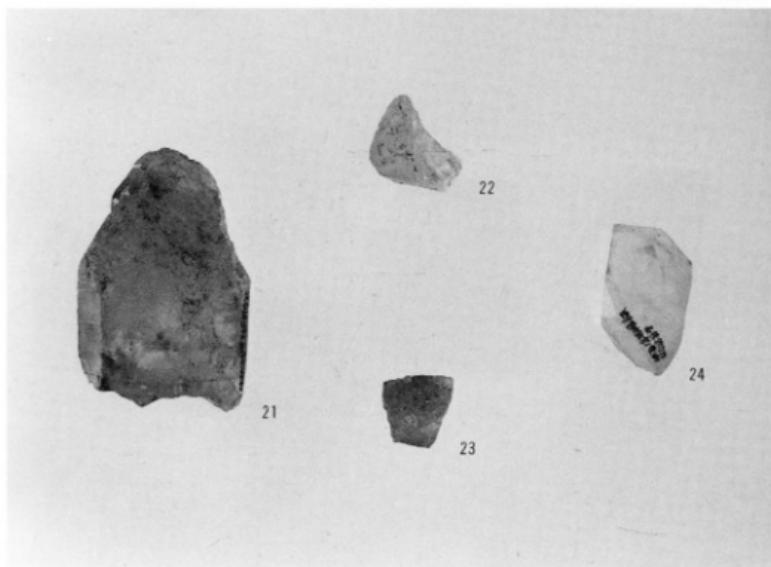
図版 6



採集遺物 (1)



採集遺物 (2)

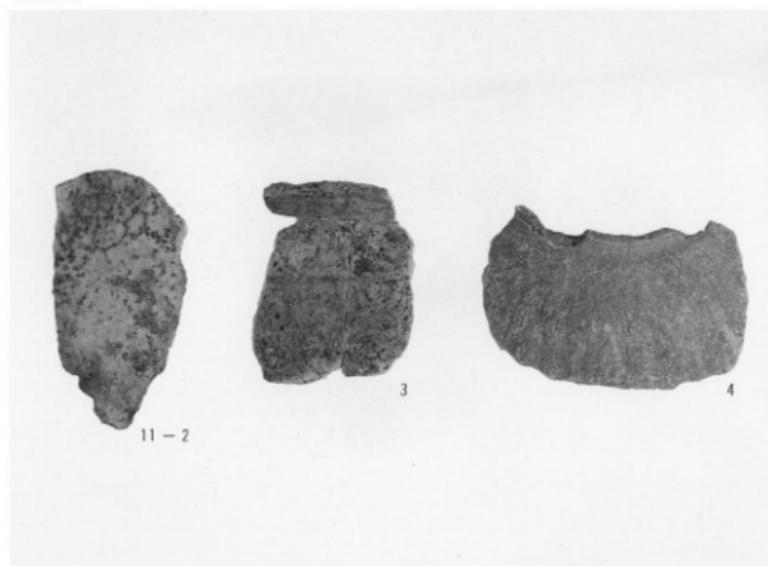


採集遺物(3)

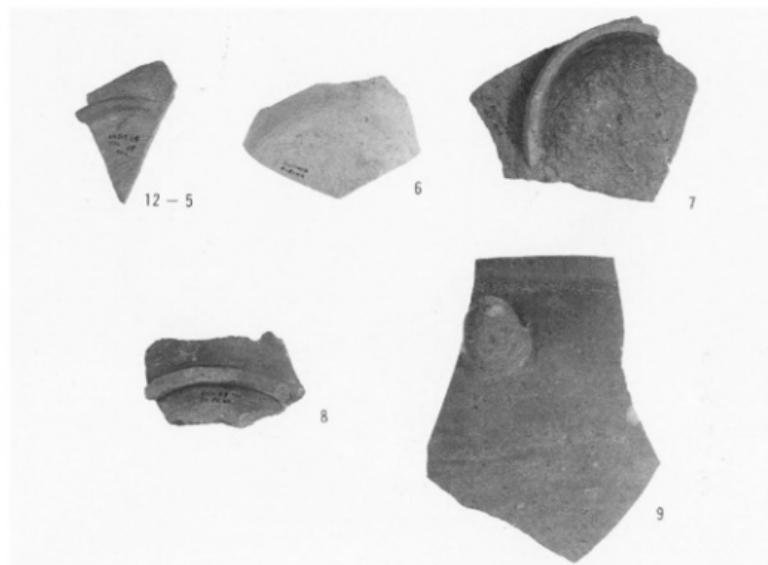


60年度調査出土遺物(1)

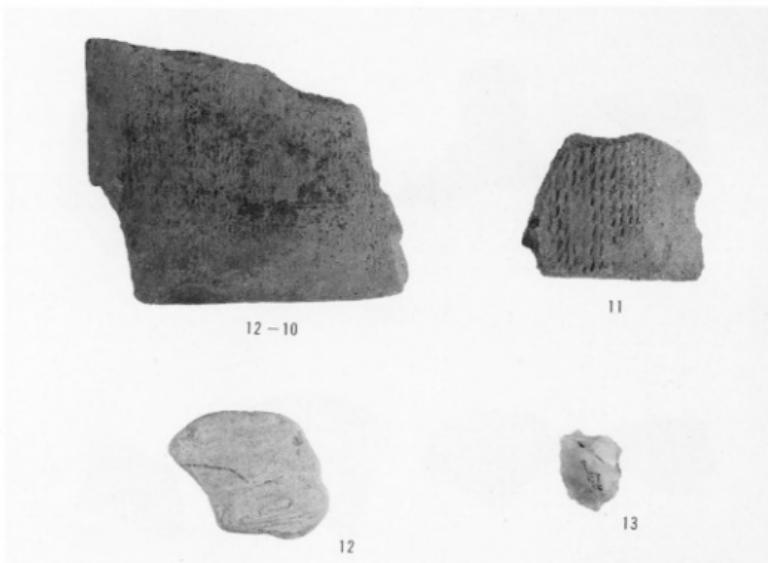
図版 8



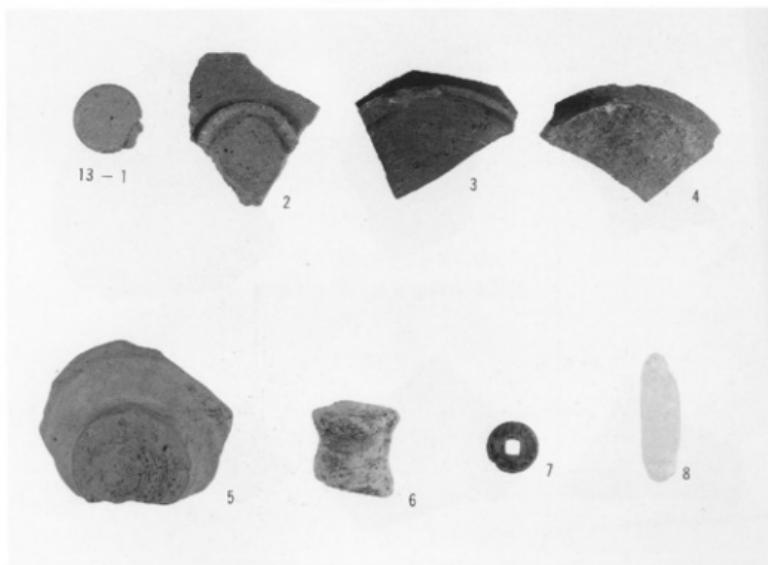
60年度調査出土遺物 (2)



60年度調査出土遺物 (3)

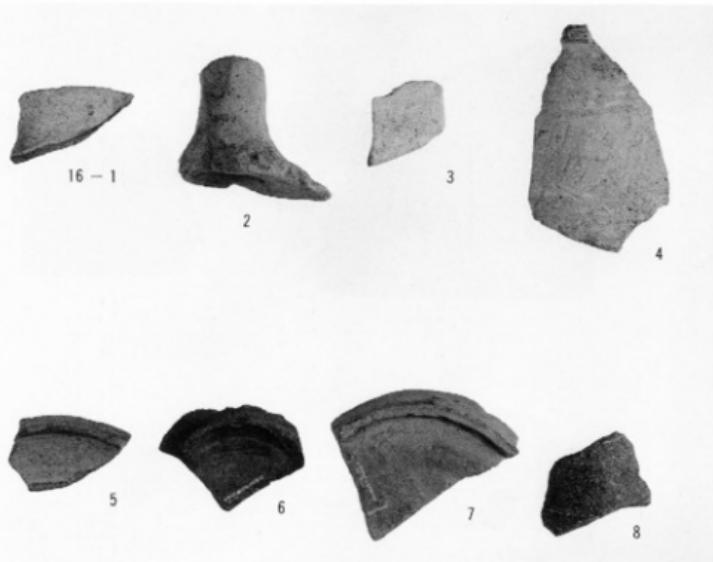


60年度調査出土遺物 (4)

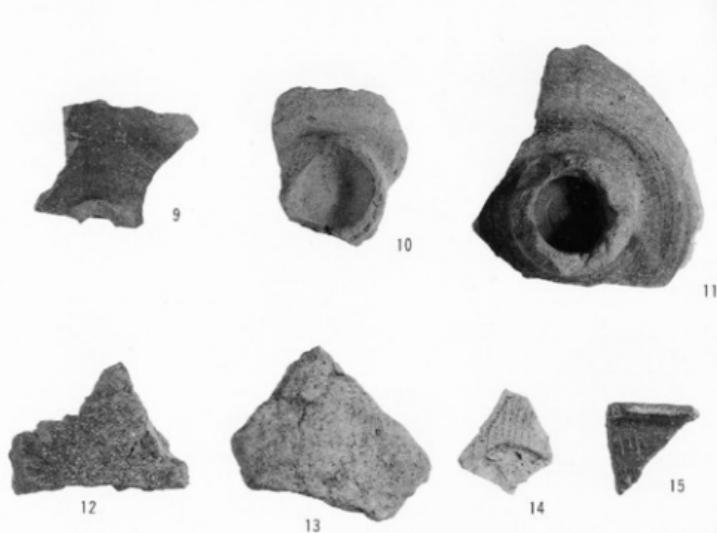


61年度調査出土遺物

圖版 10



62年度調査出土遺物 (1)



62年度調査出土遺物 (2)

土地改良総合整備事業に伴う
史跡出雲国府跡発掘調査報告書

1988年3月

発行 烏根県教育委員会
印刷 南谷口印刷